

文 字 論

—その対象と方法(2)—

A Study of the Object and Method of Graphonomy

志 村 和 久
Kazuhisa Shimura

はじめに

私は、これまでに

- (A) 文字論の確立をめざす概論的記述をまとめること
- (B) 字体分析の具体的処理をまとめること

を主張し、その(A)については

- (1) 文字学概論目次稿(千葉大学教育学部研究紀要第17巻「文字論」)
- (2) 字体研究について(飯島春敬氏主宰, 月刊誌「書道美術」1968年5月号)
- (3) 学書通論(修文館刊, 1968年)
- (4) 漢字の字体についての基礎知識(講談社刊, 1969年, 「現代字体字典」所収)

などで実践例を示した。また、その(B)については、理論的研究と応用的実験とが考えられるが、私はいくつかの応用的実験と並行して理論化・体系化を進めてゆきたいと考え、まずその応用的実験を

- (1) 草書大字典の部首索引(講談社刊, 1968年)
- (2) 現代字体字典の字形索引(講談社刊, 1969年)

などで実践例を示した。

漢字の形態に関する研究は、従来ともすると史の変遷につらなる面に傾斜しすぎていたと思われる。何によらず研究領域は相互に重なる部分をもつものであるが、たてまえとして区別するならば、史的研究は文字史であり、それとは別に文字論の立場が考えられねばなるまい。いわゆる漢字の起源とか、書体の変遷を文字史の領域とすれば、文字論の領域は字体の種類、字体の構成などをめぐる諸問題となるであろう。その面の研究が従来全くなかったわけではないが、明らかに文字論の立場から全般的に体系立てて整理された研究は、まだ行なわれていないと思われぬ。

私は、当面早急の用として漢字の配列と検索のために、それには基礎的前提として、用語の定義から明確にし、対象の選定にも一応のけじめが必要であると考えた。そこで今回は「漢字の字体をめぐる諸問題」として、とりあげるべき事項や用語を選び、その定義や解説を施すことによって問題の所在を明らかにしたいと思う。まったく最近では漢字の字体に関する認識が薄れて、それは例えば大学生が漢字を読めない、書けないというような卑近な現実となっても表われるが、一応研究者と目される者のなかにも、基礎知識すら欠くかに思われる論述を見ることがある。最近、石井勲氏が高校生向けに書いた著書によると、漢字力を身につけるのには、字源や字体の構成を把握することであるといい、例えば「観」「勸」の左半分の字形の旧字体

は「草・口・鳥」から成ると説くけれども、その頭部を草と見たのは全く素人のおかす誤である。石井氏は小学生に漢字を教える独特の方式をもち、その実践で世に知られた人であるが、その際字源については必ずしも学術的正しさによらず、いわゆる「方便」と称して来た。それも論としては成り立つかも知れない。しかし、高校生向けの書物では賛成できない。「獲」の右上部も字源は草ではない。「志」を「士と心」、「寺」を「士と寸」とする等も、もはや方便ではなく、正しい字体を見ていない素人のする語源俗解（民衆語源説）の類というほかはない。私見としては、漢字を身につけるといふことのために字源を使うのは、相当の制約があり、かえって混乱や誤解を生じることも考えられる。語（国語・外国語）の場合でも、いちいち語源をたずねて身につけるのではない。補助手段とか、興味をひく程度の役には立つが、本来の姿として字体を把握させる方法を考えるのが今後のあり方と思われる。それは新しい一種の形態学としての字体論である。また字体の構成を説くにしても、私は旧態依然たる六書論を展開するのではない。今日的な立場での科学的・体系的そして実際的な字体の分析をめざすものである。

以上のような心がまえをもつとして、漢字の字体を論じるのには、関連する相当広域の諸事項にわたらねばならないが、今回はわずかにその一部分を挙げるにとどめねばならない。はなはだ勝手ではあるが、別に発表する「漢字の配列と検索」「字体の構成」についての拙稿を予想して本稿を読んでいただきたい。個々の具体的記述についてはもとより、全般的な研究態度と方法に関しても指導と助言をお願いしたいと思う。

漢字の字体をめぐる諸問題

(1)

文字表象——文字体系——文字——字

そもそも文字は、人々の頭の中に概念として存在するものがある。これを文字表象と呼ぶ。それらは漢字には漢字として、仮名には仮名として、ひとまとまりの文字体系がある。こうしたひとまとまりを通常は文字といい、個々の成員を字という。

(注) 中国では古く、原初的な独体の文字が先にでき、次にそれらを組み合わせた合体の文字が作られたと想定し、前者を文、後者を字と呼び、総称して文字というようになったものと説明する。しかし、文字と熟して呼ぶのは、秦の琅琊台刻石が最古であり、字というのは「子を生む」「子を育てる」の意を原義として、のち文字の意を派生したものである。ごく古くは文字の意を「名」とか「文」とか呼んだものようである。

字形——字体

一字一字の形態を、個別的には字形というが、全体的な様式を意識すれば字体と呼ぶ。また字体という時は、具体的な形象化に先立つ、概念的なものとの語感である。つまり、字体は、いわば文字の骨格であり、それに各人各様の肉づけや、多少の装飾を施して、これを紙またはそれに相当するものの上に痕跡とした時、はじめて視覚的形象となる。逆にいえば、字体そのものは本来、可視的に示すことのできないものである。ただ、幾何学で点や線を紙上に書きあらわすと同様に、約束としては字体を可視的形象とすることができる。例えば当用漢字字体表において、外郭を均一の正方形とし、線の太さに変化をつけず、点画の長短・方向も一様に示したものがそれである。

書体——書風——字様

文字は、字体にもとづき、各人各様の肉づけをして可視的痕跡となる際、時代・地域・目的

・用途などから、ひとそろいの文字群ごとに様式が認められる。これを書体という。

(注) 書体は、おもに時代を背景として、篆書から隸書へ、隸書から楷書へというように変遷史として把握されるが、いわゆる古文と籀文との関係は、周末の東方系・西方系という地域による相違である。また後世、書体の主流が他に移っても、それまでの書体は滅亡せず、目的や用途に応じて同時代に共存する例が多い。

ひとつの書体にあつて、個人や流派などの好尚や意図にまで細分化した様式上の傾向を書風という。しかし、活字・写真植字・孔版および装飾文字(レタリング)などの文字設計では、書風に相当するものをも書体と呼んでいる。

また、字様とは、もと文字の書き方の意であるが、むしろ範式・範例、つまり手本というほどの語感を伴うもので、唐の顔真卿ほか諸家に「字様」または「何々字様」と称する著がある。のちには写本で書体・書風と呼ぶのに対し、版本で字様と呼んでいる。

書記——筆写——書

字形・字体は一点一画の組み合わせであり、抽象的基本形態である。これに対し、書体・書風は形象化実現の技法上の様式、および可視的な痕跡に認められる具体的な様式である。従って、字形・字体から書体・書風へ具体化する視覚的形象化の行為があり、それを書記(書記行為)という。

(注) この書記行為をはさんで、字形・字体と書体・書風とが対立する。前者は規範的・概念的で人為的である。時には権力者により、強制的な整理・変改が加えられる。後者は類型的・个性的で自然発生的である。長年月の間に次第に固定化して定着する。

(注) 字体と書体とを古来一般には区別なく用いることが多い。啓功氏の「古代字体論稿」(1964)と北京中国書法研究社の「各種書体源流浅説」(1962)とを比較しても、字体と書体とは同義語である。

(注) 国語調査委員会(実は林泰輔)編の「漢字要覧」(1908)では書体の称を用いず字体といっているが、その内容は、楷・行・草など、われわれのいう書体に属する事項と、正体・別体(古文・本字・省字・通用字・今字・俗字・訛字など)に属する事項との両面に分けられる。

書記行為は、通常かくといわれるが、広義の「かく」行為から区別して、毛筆・硬筆およびそれに類する筆記具で、原則としてあとなぞりすることなく、一筆書き(ひとふでがき)するものを筆写と呼ぶ。

(注) 文字以前の原始的段階である事物文字は、いわゆる「かく」行為を伴うと認められないから、本来の文字とは区別するのである。また狭義の絵文字・表意文字・観念文字などの類は、言語としての音声との関係から本来の文字と区別されることももちろんであるが、そればかりでなく、形態の面からも、書く道具、書かれる物件、書く方法において、今日的な文字とは相当の違いを指摘できる。さらに今日的な文字に関係するものでも、印刷や装飾文字における文字設計などは日常の筆写と、やはり相違がある。つまり日常の筆写では、筆記具も、書かれる物件も、ほぼ常識的に限られた範囲で認識され、ことに書く方法として、通常はあとなぞりすることなく始筆(かき始め)から送筆、そして終筆(かき終わり)へと、ある程度固定した一方通行的な方向性・時間性を伴うものである。それはたとえば言語や音楽の場合とも類似するが、その順序立て方は、必ずしも言語や音楽ほどに固定的ではない。けれども、たてまえとして、一字ごとに基準となる大小・形状・筆順などを規定できるものが、ここでいう筆写である。

筆写をまた書写ともいう。筆写を高度化すれば、文字を素材とした一種の造形芸術の領域ができる。これを書と呼び、その技法の習得を主として習字、また芸術性・倫理性をも意識して書道と呼ぶ。中国では書道といわないで書法というのが常であるが、その「法」とは、単なる技法の意のみでなく、やはり精神的、規範的な面を意識しているものと思われる。

(注) 「写」の字を日本では「うつす」「かきうつす」の意とのみ考えている人がいるから注意を要する。中国語で「写字」といえば、ふつうに「字を書く」というほどの意である。筆写・書写の場合も、当然「かきうつす」意を含みながら、「かく」という意味を忘れてはならない。

(注) 書写という語は最近わが国の義務教育で、国語科書写と呼んで、教科目のように取り扱われる。それは硬筆書写と毛筆書写とを内容とするが、おそらく旧来の書道や習字という呼称から区別して、「国語科の…」という点を強調するものと思われる。つまり書写は芸能科や芸術科といった立場からではなく、国語科の一領域として位置し、その目標は文字を正確に整えて書く基礎的技能を養うものとするのである。このような文字教育・書教育のあり方については賛成できない点が多いが、私見は「学書通論」(修文館刊、1968)所収「書教育」の項に述べたので、ここではふれない。

(注) 筆写は、印刷に対比して意識されることが多い。たとえば筆写体と印刷体とを対立して考えるというように。当用漢字字体表では、筆写および筆写字体という語が用いられており、当時書写といういい方はしなかった。

(注) 書写体という語が近年急に用いられるようである。これは、恐らくペン字検定のよりどころとして示された文部省硬筆書写技能審査基準のなかに見えるところから、多くの追随者を生じたものと思われるが、不適当な用語であるから、私は採らない。それは、当用漢字字体表にない字体で、古来「書写」に用いられ、今日でも趣味や芸術の領域では使用できるものということであるらしい。ところがペン字検定に関する参考書に列挙せられたものを見ると、さまざまな性格のものを、単に「いわゆるふつうの形」以外のものとして一括して書写体と呼んでいる。ペン字検定などでは、漢字を(A)当用漢字字体(B)その許容形(C)旧字体(D)書写体のように区別しているが、一応便宜的な取り扱いとして、その意図はわかるけれども、いわゆる旧字体や、いわゆる書写体という用語は人さまさまの受けとりかたがあり、事実異質なものを包含しているので、今後その定義を明確にし、さらに科学的な分析を加える必要を痛感する。

(2)

字体の定着(逸脱と規格化)

漢字は当初から人さまさまに書かれた。今日的にも、ひとりの手で同じ字をさまざまに書きわけることができる。それは一点一画の長短・曲直・つくはなれる等の少異ばかりでなく、点画の数や形態、部分の組み合わせすら異なる場合もある。その単純なものは、いわば厳密には区別される音声の集団から抽象される音を音韻と呼ぶように、個々には全く同形ではない字形の集団から抽象される形を字体として認識するのである。また複雑なものは、いわば方言相互が意味上同価値と考えられるように、形態・構成の異なる字形の集団を同一字として認識するのである。

ある一字についての同一字と認められる文字群が生じると、その代表として固定した規範的な字体の必要性を意識する。この傾向を字体の規格化と呼び、その基準になる字体を正体(正

字) という。

(注) 基準の字体を持つとうとする努力を**字体の規範意識**ということができる。これをまた**正字意識**と呼ぶことも考えられるが、**正字**という語は**正字法**を**正書法**と同義語に使うので、それらと紛らわしいから避けることにする。

基準の字体は、時・処を超えて一定不変のものではなく、常に流動的であり、あるいは誤りを生じたり、あるいは自然に、あるいは意図的に変化して、**異体の派生**を見た。このような**字形の逸脱**に対して、時には国などの権威によって**異体の統合**や、新たな標準としての**字体の制定**が人為的に行なわれた。この作業を**字体の整理**と呼ぶ。中国・日本の多くの古字書は、たいていそのような目的、性格を荷なって編集された。なかでも「**康熙字典**」が親字として掲げたものは、字典体として以後に影響するところ甚大であった。わが国現行の当用漢字字体表の制定は、罰則こそ伴わないけれども、内閣訓令および告示として、総理大臣の名で各官庁ならびに広く一般へ、その実施が呼びかけられたものである。

字体は、さまざまな力の張り合いのなかで均衡を保って存続するが、やがてその均衡が破れた時、前述の字体整理を必要とする。

(注) 字体に変化を生じさせるものは、派生・分化の方向と、統合・同化の方向とであり、これらの問題を唐蘭氏の「中国文字学」では「**文字の演化**」として扱っている。同著はいわゆる六書に類する事項を「**文字の構成**」の項で、いわゆる書体に類する事項を「**文字の変革**」の項で扱い、別に「**文字の演化**」の見出しを設けたものであって、他の文字学と称する概論書に見られなかったとりあげ方といえよう。とりあげ方は違いますが、この種の問題は梁東漢氏の「**文字的結構及其流变**」でも扱おうとしている。しかし両書とも十分整理が尽されているとは思われない。今かりに中国風の用語に沿って目だった傾向を挙げるとすれば、次のとおりである。

尚同と別異 同一性を保とうとし、また近似形を同化しようとする力と、より細分化して区別を明確にしようとする力。

審美と致用 より美しくしようとする力と、より実用に適するようしようとする力。

好繁と趨簡 繁化と簡化である。より複雑に装飾化しようとする力と、より簡略に単純化しようとする力。

復古と創新 古風にもどそうとする力と新鮮な形態をつくり出そうとする力。

なお言語学で説明される混淆・類推・類形牽引・誤った回帰などの現象は、字体上のことについてもあてはまるものがある。この方面の整理はまだこれからというほかはない。

このような字形の逸脱や、字体の規格化が、まとまってひとそろいとなる場合、それを**字体の定着**と呼ぶことができ、その結果生じた**形象化の様式**を書体と考えることができる。

(注) 書体と字体との区別は、その研究対象の内容から、次のように区別して説明することもできる。

書体の研究では、おおむね古文・籀文・篆書・隸書・楷書・行書・草書およびそれらに付随して細分化された各体を項目として挙げ、また甲骨文や金文もこれらに準じて加え、さらに活字・写真植字・孔版および**各種装飾文字**などを別に考察することになる。以上は発生的に時代を背景とする様式の変遷史として取り扱うことができるけれども、一方、各種書体は作品制作の款式(パターン)として同時代に共存し得るものである。つまり、ある時代または今日において、目的や用途に応じ、そのうちの何れかを選択すべく各種書体が用意せられるのである。しかも、その場合にも、各々の書体の生まれた時代にかかわる何等かの意識を契機とする。

字体の研究では、おおむね正字・本字・俗字・古今字・同字・通用など異体字の種類や分類に属する項目や、字体の構成、筆順その他の事柄を取り扱うことになる。これらは時代を追って通時的に考察される面もあるが、むしろ性格としては共時的の研究として把握できるものである。

このように書体は通時的研究の対象として、字体は共時的研究の対象として取り扱うのが、便宜的ではあるが実情に適った方法と思われるのである。

(3)

字体の種類(正体と異体)

漢字の字体は、その基準となる正体と、その変種としての異体とに分けることができる。

正体は、また**正字**ともいうが、それは一定不変のものではなく、時・処によって流動する。つまり国などの権威が、標準の字体として制定するものであり、例えば当用漢字の字体のなかに、かつては俗字・略字であったものもあるが、今日ではそれを正字と見るべきである。また、日本で正字とするものと中国で正字とするものとは必ずしも一致しないこともある。

(注) わが国の当用漢字表、当用漢字字体表で採用したもののうち、それまで俗字・略字として扱われていたものを、それ以来「当用漢字新字体」または単に「新字体」ということがある。これに対して、それまで正字・本字として扱われていたものを「旧字体」という。しかし、当用漢字の字体は、むしろ今日の正体(正字)であると考えれば、当用漢字新字体という呼称は適当ではない。当用漢字表の「まえがき」には、これらのことに関して、次のように記している。

「簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。」

しかし、簡易字体とか原字とかいう用語はその後一般には用いられていない。長谷川基氏の「当用漢字新字体の解説」(学研、1955)では、新字体を省易文字、もとになったものを原字と呼ぶことにしてある。

(注) 印刷関係などでいう正字とは、いわゆる旧字体をさしている。

異体(異体字)は、また**別体**(別体字、別字)ともいう。異体は正体との関係や、異体相互の関係から、次の各種に分類できる。

正字と誤字 正字は時・処によって定められる基準の字体で、それにはある程度の許容が考えられ、さらに逸脱したものは誤字とせられる。いわば「間違い字」「うそ字」である。しかし、多くの人々に長く誤用の習慣を生じ、好ましくはないけれども、ほぼ定着したものについて、特にそれらを誤字と呼ぶこともある。それらはもはや俗字と呼んでもさしつかえないものもあるが、出自を明かにするため「某はもと某の誤字」(例、「冴」はもと「互」の誤字)のように示すのである。

本字と俗字 正字は前述のように時・処とともに流動する。そこで、かつての通俗体が正字に認められた場合、従前の基準体を、特に本字と呼ぶことにする。俗字(俗体)は正字・本字に対する通俗のものであるが、必ずしも宮廷や官庁と民間という身分階級的な差別ではないし、慣用の主流も、必ずしも正字・本字とは限らない。俗字のなかには誤字に発するものもある。また、正字・本字に対して点画の簡略化を意識する場合、特に**略字**(略体)という。略字は俗字の一種と考えることができる。しかし**省文**は、略字と同義語にも扱われるが、むしろ語の表記における簡略化であるから、綴字の略記や略語に類するものと見るべきであろう。

(注) 正字・本字・俗字などの称は、字書に多く用いられて来たものであるが、明確に定義したものはない。角川版「新字源」は異体字の取り扱いにくふうを見せ、一応の用語解説も示しているが、私の定義とすべて一致するものではない。東京堂刊「国語学辞典」では「本字」を仮名に対する漢字の意としてしか扱っていないし、その他の用語の定義も明かでない。このように従来見落され、まちまちに使われてきた用語の整理をし、区別して私なりの定義を試みるのであるが、なお批判を仰いで修正を期したい。

(注) 本来は正字となるべきであったものでも、俗字の方が多く慣用された場合は、本字と俗字の関係として認識される。つまり、本字と正字とは、もともと一致すべきものではあるが、正字は現実には生きていない点に語感がひびき、本字は本来の姿として溯源的な語感を帯びるものと思われる。何れにせよ正字・本字には規範意識があり、それを典拠としてとおとぶことになる。最も大きな影響を後世に及ぼしたものは「康熙字典」であるが、それとても万全ではなく、今日から見れば修正を加えるべき点が少くない。

(注) 講談社(旧版は啓成社)刊「大字典」によれば「解」は「解の俗字」、「当」は「當の略字」とあって、俗字と略字を区別して標出するが、その限界は必ずしも明瞭ではない。

(注) 俗字も略字も、かなり長い間慣用され、公刊された字書などに採られたものをいうのであって、昨今の組合活動や学生運動の文書・看板などで目にふれる恣意的な字形までを含むものではない。そのうち、中国の簡化字を借用するものは別として、例えば「言べん」に「ギ」と書いて「議」に当て、「国」を「口」または「口」の中に、を打つだけとするなどの字形は、いわば「うそ字」「間違い字」であるけれども、関係者たちには隠語や符牒のように通じている。これらは訛字(かじ)・譌字(かじ)と呼ぶことにする。

(注) 略字の構成を見ると、単に正字の点画を部分的に省略したもの(例、應一応)のほか、さまざまなものがある。例えば字体の部分を、字源的には異なる簡略な別の字形に置き換えるもの(例、釋一釈)もあり、また正字の草書体を楷書化したもの(例、爲一為)もある。なお、簡易化した結果生じた字形が、本来異なる文字として存在するものと衝突する場合もある。例えば、聲の省略形としてできた声(セイ)は、磬の古文である声(ケイ)とぶつかるが、まず混乱のおそれはない。しかし、藝の省略形としてできた芸(ゲイ)は、香草の意の芸(ウン)とぶつかり問題となる。

古今字の関係 二種または二種以上の字体相互に時間的な対比を意識する時、古今字の関係と呼ぶ。その一方を「某は某の古字」といい、他方を**今体**(今字)という。

(注) 古くは古字の意にも古文といった。古文という語の用例は多様で、書体としての古文もあり、文体としての古文もある。「康熙字典」の見出し字のすぐ下に古文と標出するのは、まさに異体字としての古字を挙げたものである。それらは、「説文解字」の古文・籀文・篆文を楷書化したものである。ところでこの種の古字の中には後世の俗字・略字と紛らわしいものもある。例えば当用漢字の「礼」は、いわゆる旧字体「禮」の俗字・略字から採ったと考えてもよいが、実は「礼」という字体は「説文解字」の古文である。つまり古字は、原初的な字体であるが、長らく他の字体に正統としての位置を譲り、時に例外的に認識せられるものと考えられることができる。

(注) 漢代の経学に今文・古文の別があり、学派として今文学・古文学が対立し、後世まで今古文の論争は経学研究の大きな項目となっている。はじめ漢初の経学は当時の通行書体である隸書のテキストを用いたが、やがて孔子の旧宅から出土したテキストは、古体の文字(科斗文字とも呼び、説文にいわゆる古文)で書かれたものであったという。のちにこれを漢時の書体に書き改めたが、テキストとして異本であるから、以来古文経(古文尚書

や古文孝経などと呼ぶもの)として、それまで用いられた今文経と区別し、比較論争が起こったのであるという。ただ孔子旧宅の壁中から出たとかその他の伝説めいた逸話はことごとく附会の説であろうともいわれ、単にテキストの上で文字の異同があったに過ぎず、字体とは関係がなかったものと考えられる。ただ漢から清まで中国には、小篆——隸書の系統とは別に古文(孔壁古文、科斗文字)という、古代文字が存在したとの考えが受けつがれていたことを無視するわけにはいかない。そこで字体一般の通念では、漢を基準にして「今」という考え方が成り立ち、従って「古」とは先秦ということになる。ところが近年の研究の成果から、いわゆる古文とは、周末の東方六国に行なわれた文字であって、それは籀文——小篆——隸書の系統が西方秦の文字を中心とするのに対立していると考えられるに至った。そうしてみると、もともとは時間的な違いではなく、むしろ地域的な違いから出たものであるが、この両者が隸(楷)化して共存する際、旧説では古今字の関係と呼んだのであって、その限りにおいてはやはり時間的先後を意識してのことであつたといえよう。

(注) 古今字の関係として挙げられた実例について見ると、必ずしも一様ではない。例えば両者は形態を異にしながら同音同義であるものと、両者はもと一源に発しながら、のち形態も用法も分化して二字となったものとの二大別することもできる。また、字体の構成から見れば、基本の字体に扁旁を増益したもの、字体の部分を省減したもの、同じ字体部分を共有し扁旁を異にするものなどに分類することもできる。

(注) 王有宗氏の「今字解剖」(1935)は項目として古今字・正仮字・正変字・正俗字・誤書字・誤読字などを挙げている。

同字 古今字を時間的対比からいう呼称とすれば、ほぼ同時に、字体の構成は異なるが、同音同義に用いるものを同字と呼ぶ。また**或体**(わくたい)とも**別体**(別字)ともいう。

(注) 同字とは、もと「或は某に従う」「或は某に作る」「某は某と同じ」のように注せられた類であつて、本字と俗字のような価値を差別して認め難いものである。同字の関係にあるものは、例えば迹・跡・蹟、衿・襟・襟のように、たいてい同じ字体部分を共有し、扁旁を異にする。

(注) 同字は、いわば狭義の異体字で、異体という時は、より全般を包括する広義の称である。また異体は、正統・主流に対する派生・旁系の語感にひびくが、同字は相互対等の場合である。

(注) 別体を、ここでは同字の意として示したが、広義の異体の同義語として別体というものもある。また、別字とは「別の字」「違う他の文字」の意にも使われる。しかし、「六朝別字記」「碑別字」などの別字とは、異体字の意である。なお、中国語でいう別字とは「間違い字」「うそ字」の意である。このような事情をふまえて、別々の字の意味に「某と某とは別字」という表現は避けることにしたい。

(注) よく似た形の異体を対照して示し注意を促すものを**辨似**と呼ぶ。字書の付録や参考書で、これらのことを取り扱ったものは少くないが、前掲の「今字解剖」では「形近易誤字」といつている。他に陳墾植氏の「辨字配詞手冊」(1962)、高正氏の「錯別字手冊」(1962)などと題する書もある。

通用と仮借 音・義の双方、または一方に、多少の出入りはあるが、同音同義にも用いられるものは通用の関係と呼ぶ。そもそも字義は、原義から拡大化した引伸義や、原義から細分化した転義など多様に展開する。ところが同音の字は語義として同じ、または近い関係にあると考えられ、字体からする原義・派生義とは別に、同音字から意味を借りることができる。こ

れを借用義といい、古くは**仮借**(かしゃ)と呼んだ。

(注) 文字によっては、原義で用いられることなく、専ら借用義で行なわれるものもあり、その結果、二種または二種以上の文字が統合せられるものも出た。例えば、「能」はもと動物のクマの意を原義とするが、のち専ら**可能・才能**などの借用義のみで行なわれ、クマの意には、火光のかがやく意を原義とした「熊」を借りることになった。また、「東」は近年の研究で、「ふくろ」を原義とするものと考えられるが、専ら**方角**の「ひがし」の借用義のみで行なわれた。そのため、かなり古くから「日」と「木」との合成とする字源説が伝えられて来た。「証」は「いさめる」意を原義としたが、「證」の**仮借**として用いられ、今日では日本でも中国でも「証」が専ら行なわれるので、結果的には、いわば「証・證」二字を統合した形となったのである。「医」も「醫」の略体には違いないが、実は別に「うつば」の意を原義とする「医」の字があって、のちに「醫」の意を借用したものである。

新字体と旧字体 当用漢字以外の漢字は、たとえその字体の部分が、当用漢字に類例のあるものでも、その字形を準用することはしないのが、一般の出版物における方針である。ところが新聞・雑誌などには、当用漢字字体表の例にならって、当用漢字以外の漢字にもあてはめた字体を用いるものがある。これらを私はかりに**新字体**と呼び、それに対応する旧来のものを**旧字体**と呼ぶことにする。

(注) このような定義は私の試案であって、なお術語としては不安定の感をまぬがれまい。当用漢字新字体と旧字体の呼び方があまり妥当でないことは76ページ14行に述べたとおりである。

(注) 佐藤敬之輔氏の「日本字デザイン」改訂版には日本新聞協会が朝日新聞社案をもとに整理した「統一基準漢字書体表」を掲げている。そこでは当用漢字を含めて4,000字を選定し、いわゆる外字(当用漢字でない漢字)にも当用漢字の字体に準じた字体の簡略化を施している。それは一律に統制するものではなく、個々に適用の範囲を検討したものだから、結果的には一部に一貫性を欠くこととなっている。この種の新字体は、朝日新聞などで現に多く使用されている。

(注) 中国近年の文字改革の運動は、漢字簡化と呼ばれ、制定公布せられたものは簡化字とも簡字(簡体)ともいう。それに対応する旧来のものは繁体という。ところで中国ではわが国の仮名に相当するものがなく、ローマ字も現状では「ふりがな」程度の役を果すのみであるから、文字改革の方法も日本とはやや異なる面がある。なかでも目だった点は扁旁の簡化であり、扁旁等字体部分の簡化を定めると、それを部分に持つすべての漢字に適用できるとしている点である。しかも、印刷で**新鑄**の間にあわないものは、新聞・雑誌の同一ページでも段階的に簡易化の程度の違うものを混合して行なわれているのが現状である。また国の機関で公布したもののほか、民間に俗用せられるものもあることは、わが国でも同様であるが、中国ではむしろ民間の**創意工夫**を奨励し、将来の改訂の資料を得たいとしている。なお、中国では字体の簡化とは別に**異体字**の整理を行なって、一種の漢字制限の方向も示している。

国字 わが国で創製せられた漢字を国字と呼ぶ。かつて**和字**(倭字)ともいった。国字のなかには中国へ逆輸入せられたものもある(例、鱈・腺)。なお、字体としては中国在来の漢字を用いながら、全くわが国独自の使い方をするものは、**国訓**(特訓)と呼び、用字法の問題として扱うことにする(例、偲——しのぶ、鮎——あゆ)。

(注) 国字は日本の文字の意にもいふけれど、まず混乱のおそれはないから、和製漢字の意としても国字と呼んでよからう。宛字・当字(あてじ)は字体のひとつひとつを誤ってい

ないけれども、語としての用字法に本格からの逸脱が感じられるものである。また、江戸時代に新しく作られた宛字や擬似漢字で世話字（世話文字）と呼ぶものがある。

(4)

漢字の字数と字種

「字」とは子を生むことを原義とする。漢字はまさに子子孫孫の繁栄を見るごとく、時代とともに増益した。漢の「訓纂篇」は5000余字、「説文解字」は約10000字を収めるが、梁の「玉篇」では倍増した。宋の「広韻」には25000余、清の「康熙字典」に至って重出文字も加えれば約49000に達するという。民国の「中華大字典」、大修館の「大漢和辞典」もほぼ同数である。ところが、このうち死字・廃字というべきものも多く、字書にのみ載録せられて、著書や文書での実用例を見ないものもかなりある。一方、これらの字書では筆写における異体をあまり挙げていないので、碑文や古文書の読解に役立たず、「字書にない字」が意外に多いことを感じさせる。

通常の漢和辞典が収める一般の筆写や読書のための漢字は10000から15000字ほどを要し、8000以下では古典を読むのに不便である。しかし日常の筆写だけを考えると、ひとりの人が使用する文字数はさほどの数ではない。現行の当用漢字1850字は不足であるとの声は高いが、おそらく当用漢字を補うとしても、せいぜい、あと1000字前後にとどまるものと思う。われわれが大学生や一般社会人について調査した結果、当用漢字とそれ以外の漢字で使用頻度が高いと思われるものをまぜて読む力を見ると、はっきり段階が感じられ、当用漢字の影響は、その制定以後教育を受けた若い人々ばかりでなく、それ以上の年輩の人々も同様に思われる。そもそも日常使用する漢字といっても、日常生活は職業などによって人さまざまであり、従って同じく約3000字の漢字としても、その字種は人さまざまになり得る。そこで当用漢字のごときものとなれば、その最大公約数的に考えられ、字数も字種も現行のものを大きく変える必要は認められない。ただ、公約数としてしぼってゆく「わく」は必ずしも一様ではないのだから、例えば小学生の段階、中学生の段階、高校生の段階というようなことが、当用漢字約2000字の上に、もうひとつ大きい「わく」として約3000字の段階を考えることはあってよいのではなからうか。大西雅雄氏の「基本漢字」(1941)は3000字、国立国語研究所の「現代雑誌九十種の用字用語」(1953)も約3000字である。「基本漢字」は一字一字にも各字の「字価」に応じて配列順位をつけた上で、最初の500字、次の500字、さらに1000字、1000字と四段階を設けた。国研の「雑誌九十種」でも頻度数による区分けがある。

(注) 先ごろ某所で「鉋」という字の音義をたずねられた。何人かの国文・漢文を専攻する人々に尋ねたが答を得られなかったのということである。ところが、この字は文房具店の小僧でも知っているのである。大漢和辞典などの漢和字典の系列では忘れられているが、大きい国語辞典には必ずはいっていて、「広辞苑」でもこの字を含む見出しとして二項目がある。文房具店の小僧は、そういう古典的な使用例は知らないが、店の商品名として日常見つけているのである。

新聞社がケースに用意する字種は、前掲(79ページ21行)の4000字という案があり、新聞・出版・印刷の業界が結成した「全日本漢字配列協議会」の案でも常用漢字4000字を骨子としている(1968年10月12日、日本経済新聞、モトヤ社長古門正夫氏の文による)。そこで4000字ほどの字種を用意しておけば、現代の教養として相当幅広い層の人々の用に備えることができると思われるが、そのすべてを日常に読み書きできるのは、通常の一般人には期待し

がたい。つまり、3000字までを常用漢字と呼ぶならば、それ以上の1000字は備用漢字と呼ばれるべきものであろう。

以上の考えにもとづいて、私はさきごろ講談社から「現代字体字典」を刊行するに際し、総数3758字を対象として選定した。それは日本新聞協会の4000字表と国研の「雑誌九十種」の約3000字とを根本資料とし、これに携帯版の国語辞典の類数種、書家に常用される「五体字類」の約4500字を照合し、高校生・大学生・社会人・年齢別家庭婦人の実態調査も行なって修正を加え、単に頻度数のみではない、若干主観的操作も加えて、結果的には端数を生じたが、ほぼ3800字を本文とし、その異体を含めると索引においては約5000字を対象とすることになった。その内訳は次のとおりである。

教育漢字	881字	
備考漢字	115字	以上計 996字
当用漢字	1850字	
補正「削」字	28字	
補正「加」字	28字	
人名用漢字	92字	以上計 1970字
表外漢字	1788字	以上総計 3758字

(注) 昨年、小学校学習指導要領の改訂が示された際、いわゆる教育漢字が増加したように誤り伝える人が多かった。実は教育漢字というのは俗称で、正しくは当用漢字別表の漢字というべきであって、その別表には何の変更もなく、別の措置として小学校六年生に別表漢字以外の当用漢字115字を教えるということであった。これを俗に備考漢字というのである(学年別配当表の備考に示されたものであるから)。

将来への私の提案としては、教育漢字という名称は明確に表向きのものとし、備考漢字の分も教育漢字に入れて、計約1000字あまりが小学校で指導されるものとした。次に当用漢字は若干の手直しを加えるとしても、ほぼ現行の字数・字種とし、これを基本漢字あるいは基準(標準)漢字などと改称したい。それとは別に、さらに約1000字を選び、総計3000字について常用漢字と呼びたい。さきほど挙げた「現代字体字典」の4000字は、字典としての性格から、やや多めに、つまり備用の意味で選んだものであり、国民一般を対象に国の機関が制定するものは約3000字のラインまででよからうと思うのである。また基本漢字と常用漢字との段階を設けるのは、現行制度で当用漢字のうちに別表漢字があるごとく、これをもうひとつ上位の段階で考えようとするものである。今日では高校までが国民大多数の受ける教育となりつつある現状にかんがみ、高校卒業までに身につける漢字は基本約2000字にとどめ、それ以上はより高い教養としての基準をもうひとつ約1000字として示しておきたい。ただ、その実際の使用に当っては「ふりがな」をつけるなど基本漢字とは異なる特別の配慮を伴うものとした。

(注) 中国では常用字と補充常用字、最常用字と次常用字のように段階をつける考え方があ

(5)

字体の構成

単語を音節に分け、さらに一音一音に分析するように、漢字を形態の上から、要素の組み合わせとみることができる。この考え方を字体の構成という。単語を文中からとり出す作業は必

ずしも容易でないが、漢字はその点一字一字として認めることが容易である。しかし、一字を構成する要素を分析する作業は、やはり簡単ではない。

漢字は何らかの法則が先にあって作られたものではないが、できた年代に先後の明らかなものもあり、また理論上からも発生から繁殖のあとを想定して、次のように分類することができる。

まず最初は、事物を抽象的に点画化した**独体の文字**ができ、その既成の字形を反対向きにしたり、倒立させたり、または点画をわずかに変形したり、添削したりして、**独体の派生文字**ができた。次に、既成の文字二または二以上を合わせて**合体の文字**ができた。

(注) 古くは独体を文、合体を字、あわせて文字とするという考え方もあった。

ところで、合体の文字には、同じ字形を並べるものと、違う形を合わせるものがあり、また合成に伴って既成の文字と合成された文字とが、発音上深い関係を持つものと、そうでないものがある。

以上のことを、かつては造字の法則として、**六書**(象形・指事・会意・形声・転注・仮借)によって説いた。しかし、六書は漢代にすでに三種あって、呼び方も並べ方も違い、その定義も明らかではない。しかも清朝以来、しきりに論じられたものは、小篆以後の字形についてであり、甲骨文や金文を資料とした字源研究や、隸・楷以後にもまたがる字体変遷の説明に、いまさら六書の旧説にとらわれることはないと思われる。もっと今日的な、体系化された説明法を考究すべきであろう。

(注) かりに口耳になじんだものとして六書のうちの、ある名目を借りるとしても、六書の所属は字体ごとに考えるべきで、文字として固有のものではない。例えば「云」と「雲」は古今字の関係で言語としては同価値、つまり同じ文字であるが、「云」は象形、「雲」は会意(または会意形声)である。「涙」と「泪」も同じ文字であるが、前者は形声、後者は会意である。

漢字が独体から合体へ、さらに複雑な合成へと増益してくると、それらの基本と考えられるものと、それから派生したものととの関係として整理することが考えられる。そうして、派生文字を、その出自の基本文字に所属させ、その各群を**部**と呼び、代表である基本文字を**部首**と呼ぶ。例えば「説文解字」では540の部首を建て、「康熙字典」では214の部首を設けている。もともと部首の所属は字源から定めるものであるが、今日的な字形(楷書体)では、その形態的出自(いわゆる字源)を知り離れものも多い。このため字書などで検索のためにする部首分類法では、単なる便宜的な形態上の近似から部属をきめたり、また、そうした便宜に適する部首を新設することも行なわれる。

一字を構成する最小の単位で、筆写の際、一筆(ひとふで)で書かれるものを**点画**と呼び、個々には**点**または**画**という。点画のおもなものを**基本点画**とし、おおよそ、(点) — (横) | (直) ノ (斜) 冂 (折) ㇇ (曲) の六類あり、他はそれらの変種とする。点画の組み合わせで、ひとまとまりをなす字体構成の要素を、その字の**部分**(字体要素)と呼び、そのまま独立する漢字としても通用し、または古くそうであったものを特に**字体部分**(扁旁)と呼ぶことにする。つまり字体部分とは、合成文字の要素となった既成文字を指すことになるが、その多くは既成文字を縦長あるいは扁平、または形態を少変させている。このため、字源的には異なるものが同じ形態の字体部分として統合される場合もある。

(注) 一字を分析する際、どれをひとまとまりと認定するかきめ難いものもあり、部分と字体部分とを明瞭に区別することもむずかしい。なお、見かけの上の形態のみについて分析する立場と、字源として考えられる形態までにさかのぼって説明する立場とが考えられ

る。かつて「某の省声」と説明したのも、ここで取り扱うことができる。

(注) 字体部分のうち、合成文字の発音に深い関係をもつ字体部分は声符(音符)と呼び、その他の部分を義符(意符)と呼ぶことがある。

点画や部分の結合のしかたには、接する・合する・連なる・並ぶ・包む・交わる・重なるなどが考えられ、配置のしかたには、上下式・左右式・内外式の三種と、それらの混合形式が考えられる。また、字体部分の位置の傾向として古来、扁・旁・冠・脚・垂・遠・構などの称が行なわれた。しかし、これら字体の構成を科学的に分析し、全般的な体系化をはかることは今後の研究にまたねばならない。

また、一字の構成にあたって、その点画を形成する順序を筆順といい、基準となる伝統的筆順に従って一字を構成する時の点画の数を、その字の画数という。筆順や画数についても論じたいことは多いが、本稿ではしばらく割愛した。